

第 1 3 回半田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 2 2 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 第 3 4 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 3 6 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③
の規定による農用地利用集積計画について
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 3 条許可取消しについて
報告第 5 号 農地法第 4 条許可取下げについて

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	欠席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	出席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第 1 3 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。暑い中、総会にご出席いただきありがとうございます。コシヒカリは穂がでてきつつあります。

暑い中ですが、活発なご審議よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 1 0 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、5 番の竹内甲永委員と 6 番の榊原久美委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 3 4 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。番号 603- 6 について、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案についてご説明する前に本件に関連して報告第 4 号を合わせて説明したいのですが議長よろしいでしょうか。

議長

よろしくお願いします。

事務局

まず本件については先月 6 月総会において審議いただき可決いただいた案件です。その後、3 条許可書を発行し申請等一式受託されていた行政書士を経て申請者へと渡されたのですが、その段になって、新規の所有者は申請者のみでなく申請者を含めた 3 名である旨意思疎通がなされていなかったことが発覚したとのことで相談がありました。このため、先月の総会で許可済みの案件について取り消し願の申請を受理し、再度申請者ほか 2 名という譲受人で提出されています。

内容について変更はありません。なお今回加わった 2 名の受け人も、前回申請書内でともに耕作するものとして記載のあったものです。申請者、及び受任者には今後このようなことがないようにご注意くださいよう申し

伝えました。委員の皆様にはお手数をおかけし申し訳ございませんが再度採決許可いただきますようお願いいたします。

議長

番号 603- 6 および報告第 4 号につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603- 6 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603- 6 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603- 7 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は知多半島内でオリーブ、みかん等を栽培する農家で、この度当該地にて早成桐を栽培したいとするものです。早成桐については、他自治体でもすでに農業として栽培事例があり、判例には肥培管理を施して桐樹を栽培している土地は耕作の目的に供されている農地である。というものもあります。肥培管理がされている以上は農業と位置づけるものです。半田市においては初めての事例で、この農家はすでに所有しているほかの農地でも栽培を始めています。今後も肥培の管理状況を見守る必要はあるとは考えています。場所については担当委員よりお願いします。

委員

別冊 2 頁をご覧ください。市営君ヶ橋住宅から西に向かったところにあり、農地が点々としていところになります。よろしくお願いいたします。

議長

番号 603-7 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

農地の写真は、奥が北になりますか。

事務局

奥が北です。南側から撮影した写真になります。

委員

周りの土地が造成されているように思われます。

事務局

申請地の東側の土地については、転用申請が提出されており、許可されている土地になります。

委員

申請者は以前、他の農地でブルーベリーを行う予定で、結局やっていないと思われますがどのような状況でしょうか。

事務局

ブルーベリーではなく、オリーブを栽培しております。また、その横の農地については小麦を栽培しておりましたが、採取できたものの販売先がなかったため、今回違う作物での申請にいたっております。申請者は荒れて

いる農地をなんとか綺麗にしていきたい意向のある農家さんです。

委員

総労働数が4人とありますが、内訳を教えてください。

事務局

本人・妻・子・孫となっております。

議長

他に番号603-7につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号603-7につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号603-7を承認・可決いたします。

続きまして、番号603-8について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細は議案に記載のとおりです。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭になってきたため住宅を探していたところ、申請地横の住宅を購入することになりました。申請地では子供に農業体験をさせながら畑を行う予定で、今回の申請に至りました。場所については、別冊の3頁をご覧ください。申請地は鴉根神社から南にいったところにあります。現在は休耕しておりますが、畑として利用していくのであれば問題ないかと思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

他に番号603-8につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号603-8につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号603-8を承認・可決いたします。

続きまして、第35号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件出ております。

番号605-19について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。借受人は名古屋市を中心に愛知県内で調剤薬局等を広く営む法人です。この度、新半田病院隣接地で調剤薬局を開設したいとのことでの転用申請です。大型病院隣接薬局の実績もあり特に問題ない事業者と考えます。なお本件は3月総会において農振除外の諮問を受けた案件で申請内容については、農振除外時と特に内容の変更はありません。場所については担当委員よりお願いいたします。

委員

場所は、4頁をご覧ください。新半田病院の北東側に位置し、北西には知多南部卸売総合市場があります。申請地は、適正に耕作されている状況です。よろしくご審議お願いいたします。

事務局

説明を補足します。申請地は現状第1種農地ですが、今後第3種農地の見込みとなるので、申請に至っております。

議長

番号605-19につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

現在第1種農地で今後第3種農地に変更されるとありますが、その変更は部分的な農地というわけではなく、エリア的な変更はあるのでしょうか。例えば、市のマスタープランなどに準じたエリアの指定みたいな捉え方でよろしいでしょうか。

事務局

エリアで指定することはありません。筆毎の判断になります。

委員

病院東側の防災倉庫が建設されて、初めて都市計画法を満たすという話を聞いたことがあるが、今回の申請地は防災倉庫の建設は関係なく都市計画法を満たすということなのか。

事務局

都市計画法については、建築課が所管であるので、そちらの判断になりますが、今回の申請地は既に都市計画法の連たんを満たしていると伺っております。

議長

他に番号605-19につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号605-19につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号605-19を承認・可決いたします。

続きまして、番号605-20について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。借受人は武豊町に本社を置く建設業の法人です。この度、現在借り受けている土地の契約解除で資材置場を今回の土地へ移転したいというものです。場所については担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については別冊5頁をご覧ください。鴉根住宅近くの交差点から南に入ったところにあります。現在は広場のような見た目になっております。特段問題ないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号605-20につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号605-20につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-20 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-21 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は住宅用の土地を探していたところ、申請地を含んだ土地を見つけられたそうで、申請地には住宅を建築する予定ではなく、敷地の一部として利用します。場所については、別冊 6 頁をご覧ください。東側を南知多道路が通っているところで、少し山の方に入ったところになります。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-21 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-21 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-22 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案についてご説明する前に本件に関連して報告第 5 号 18 ページを合わせて説明したいのですが議長よろしいでしょうか。

議長

よろしくお願いします。

事務局

まず本件については先月 6 月総会において審議いただき可決いただいた案件です。

このことについて、半田市の農業委員会として県に進達するにあたり、知多農林事務所から農家の 4 条申請ではなく農家から土木業者への 5 条申請の方がより工事の責任が明確化できる旨説明がありました。これについて、2 か月にわたり懸案であった、農家の負担について、軽減が図れる方法であったため、両者と調整し、先月の 4 条許可申請について県への進達を取りやめ、4 条申請を取り下げ、改めて今月 5 条申請を行うものです。またこれに伴い、申請地面積の一部に違反転用地があるにもかかわらず面積から除外できていないことも判明したため、5 条一時転用を行いながら、一部違反転用については是正に向けて調整を図っていくこととして、進める旨、知多農林事務所にも報告確認いただきました。その他については前回のとおりです。農業委員の皆さんには再度の採決をいただくことになり申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。場所については同じですが、担当委員より何かありましたらよろしくお願いいたします。

委員

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請地が一部縮小されております。今回の申請で事業主体もはっきりしたため、問題ないかと思われます。

議長

番号 605-22 および報告第 5 号につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-22 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-22 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-23 について、担当委員より調査、報告をお願いします。ただし、属人担当委員が本日欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。こちらは 3 月の除外の案件となります。属人担当委員には事前に資料をお渡しし、調査を行っていただいております。事業内容にも変更ないと報告も受けております。特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 8 頁をご覧ください。除外の案件の際には特に気になりませんが、今回現地確認に行った際には、だいぶ草が生えている状況でした。北側にはガソリンスタンドがあります。特に問題ないかと思われますが、埋め立て後の土手の管理をしっかりといただければと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

他に番号 605-23 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-23 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-23 を承認・可決いたします。

続きまして、第 36 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、1 件出ています。番号 606-23 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は半田市で広く農業を営んでいる農家です。ご兄弟で農業をされており、耕作者として問題ありません。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 9 頁をご覧ください。それぞれ現地は稲も育っている状況であり、特に問題ありません。

議長

番号 606-23 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-23 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-23 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 1 1 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 6 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。また、報告第 4 号、5 号につきましては、議案審議中に説明があったため、省略させていただきます。

議長

報告第 1 号から第 5 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

（異議なしの声多数あり）

これで第 1 3 回半田市農業委員会総会を閉会します。

（午後 3 時 0 0 分）